

北九州市重度障害者医療費支給要綱

制定 施行 改正	昭和49年 8月27日告示第231号	昭和53年告示第196号
	昭和49年10月1日 昭和49年告示第251号	昭和59年告示第56号
	昭和58年告示第82号	平成6年告示第276号
	昭和60年告示第71号	平成8年告示第144号
	平成8年告示第127号	平成8年告示第476号
	平成10年告示第111号	平成12年告示第476号
	平成14年告示第399-2号	平成18年告示第124号
	平成18年告示第416号	平成18年告示第418号
	平成18年告示第481号	平成19年告示第310号
	平成20年告示第91号	平成20年告示第92号
	平成21年告示第371号	平成23年告示第416号
	平成24年告示第223号	平成25年告示第54号
	平成26年告示第68号	平成28年告示第412号-3号
	平成30年告示第69号	令和3年告示第70号
	令和3年告示第396号	令和4年告示第307号
	令和5年告示第65号	

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度障害者の福祉の増進を図るため、重度障害者の疾病又は負傷に係る医療費（以下「重度障害者医療費」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 重度障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳を交付されている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する障害を有するもの

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳を交付されている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表の障害等級の1級に該当する障害を有するもの

ウ 厚生労働大臣の定めるところに基づく療育手帳を交付されている者で、その知的障害の程度がAに該当する障害を有するもの

(2) 所得金額 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）第5条の規定による特別児童扶養手当の支給の制限に係る所得の額の計算方法の例により、計算して得た額をいう。

(3) 扶養親族等 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号の同一生計配偶者及び同項第34号の扶養親族をいう。

(4) 受給資格者 第5条第3項の規定により登録台帳に登載された者をいう。

(5) 保護者 配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で重度障害者を現に監護し、又は介護する者をいう。

(資格)

第3条 重度障害者医療費の支給を受けることができる者は、市の区域内に住所を有する重度障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居若しくは同条第28項に規定する福祉ホーム、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞ

みの園が設置する施設、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設若しくは同条第25項に規定する介護保険施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関若しくは同法第7条第1項に規定する障害児入所施設（以下「障害者施設等」という。）に、市の決定により入所、入院又は入居をするために当該障害者施設等の存する他の市町村（障害者施設等の入所者等に係るこの要綱の重度障害者医療費に相当する給付について市と同様の取扱いを行うこととしていると認められる市町村に限る。）の区域内に住所を変更したと認められる者を含む。以下同じ。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者
- (2) 別表に掲げる法律（以下「社会保険各法」という。）の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又はこれらの被扶養者
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。次条において「高齢者医療確保法」という。）の規定による被保険者

2 前項の規定にかかわらず、重度障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、重度障害者医療費の支給を受けることができない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属しているとき。
- (2) 3歳に達する日の属する月の末日までの者で、北九州市子ども医療費支給要綱（昭和48年北九州市告示第107号）の規定により子ども医療費の支給を受けることができるものであるとき。
- (3) 65歳以上75歳未満の者で高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第8条第1項の規定による申請をしていないものであるとき。
- (4) 前年の所得金額（1月から9月までの間に第5条第1項の登録の申請をする者にあっては、前前年の所得金額）が令第2条第1項中「扶養親族等及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第1項に規定する者」及び「これらの者」とあるのを「扶養親族等」と読み替えて同項の規定を適用して得た額以上であるとき。
- (5) 他の市町村（障害者施設等の入所者等に係るこの要綱の重度障害者医療費に相当する給付について市と同様の取扱いを行うこととしていると認められる市町村に限る。）の決定により市の区域内に存する障害者施設等に入所、入院又は入居をするために市の区域内に住所を変更したと認められるとき。

（支給額）

第4条 市は、受給資格者の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定による医療に関する給付（3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者以外の者の精神病床への入院に係る療養の給付（第2条第1号イに該当する者に係る療養の給付に限る。）並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費の支給を除く。）が行われた場合において、当該医療に要する費用のうち国民健康保険法若しくは社会保険各法の保険者、共済組合、共済事業団又は後期高齢者医療広域連合が負担すべき額（国若しくは地方公共団体が法令等（国民健康保険法、社会保険各法及び高齢者医療確保法を除く。）の規定により別に負担する額がある場合又は国民健康保険法若しくは社会保険各法の保険者、共済組合、共済事業団若しくは後期高齢者医療広域連合が被保険者、組合員若しくは加入者に対し医療に関する付加給付を支給している場合は、これらを加えて得た額）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、受給資格者に対し、そ

の満たない額に相当する額を重度障害者医療費として支給する。

- 2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(登録)

第5条 重度障害者医療費の支給を受けようとする者は、市の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けようとする者は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は北九州市療育手帳を提示して、重度障害者医療費受給資格登録申請書を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、第3条に定める資格に該当すると認めるときは、当該申請をした者の氏名等を登録台帳に登載し、当該受給資格者に重度障害者医療証を交付するものとする。

(更新)

第6条 市長は、受給資格者が毎年10月1日現在において第3条に定める資格に該当するかどうかを審査するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、第3条に定める資格に該当すると認めるときは、当該受給資格者の重度障害者医療証を更新するものとする。

(支給の期間)

第7条 重度障害者医療費の支給の対象となる期間は、第5条の規定により登録を受けた日(以下この条において「登録日」という。)の属する月の初日(新たに市の区域内に住所を有することとなったことにより第3条に規定する支給要件に該当することとなった者が当該住所を有することとなった日(以下「転入日」という。)の翌日から起算して15日以内に登録を受けた場合はその転入日とし、登録日の属する月の初日において、市の区域内に住所を有しない者、同条第1項各号のいずれにも該当しない者及び同条第2項第1号に該当する者については、それぞれ転入日、同条第1項各号のいずれかに該当することとなった日又は同条第2項第1号に該当しないこととなった日とする。)から第3条に定める資格を喪失した日までとする。

(支給の方法)

第8条 重度障害者医療費の支給は、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項各号に掲げる病院、診療所若しくは薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療担当者等」という。)の請求に基づき第4条の額を受給資格者に代えて当該医療担当者等に支払うことにより行うものとする。

- 2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し重度障害者医療費の支給があつたものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給資格者に支払うことができる。

(重度障害者医療証の提示)

第9条 受給資格者が医療担当者等において医療を受けようとするとき、受給資格者又は保護者は当該医療担当者等に重度障害者医療証を提示するものとする。

(届出)

第10条 受給資格者又はその保護者は、受給資格者が第3条に定める資格を喪失したとき又は次の各号に掲げる事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 受給資格者又は保護者の住所及び氏名
- (2) 受給資格者の被保険者証、組合員証又は加入者証の記号番号

(3) 前各号に定めるもののほか市長が特に必要と認める事項

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、重度障害者医療費の支給理由が第三者の行為によって生じた場合において、受給資格者が第三者から損害賠償を受けたときは、その額の限度において、重度障害者医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した重度障害者医療費の額に相当する金額を返還させるものとする。

(不正利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により重度障害者医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた金額に相当する金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 重度障害者医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(施行の細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、保健福祉局長が定める。

付 則 (昭和49年 告示第231号)

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和49年10月1日から施行する。ただし、付則第2項及び第3項の規定は昭和49年9月1日から施行する。

(登録の申請に関する経過措置)

- 2 昭和49年10月1日において第3条に定める資格に該当すべき者は、同日前においても、同日に同条に定める資格に該当することを条件として、医療費の支給について第5条第1項の規定による登録の申請の手続をとることができる。

(医療費の支給に関する経過措置)

- 3 前項の手続をとった者が、昭和49年10月1日において第3条に定める資格に該当しているときは、その者に対する医療費の支給は第6条の規定にかかわらず、同日から始める。

付 則 (昭和49年 告示第251号)

この告示は、昭和49年10月1日から施行する。

付 則 (昭和53年 告示第196号)

この告示は、昭和53年7月1日から施行する。

付 則 (昭和58年 告示第82号)

この告示は、昭和58年4月1日から施行し、改正後の北九州市重度障害者医療費支給要綱の規定は、昭和58年2月1日以降に行われた医療から適用する。

付 則 (昭和59年 告示第56号)

この告示は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則 (昭和60年 告示第71号)

この告示は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則 (平成6年 告示第276号)
(施行期日)

1 この告示は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第1項及び第8条の規定は、平成6年10月1日以後に行われる医療に係る医療費の支給から適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

付 則 (平成8年 告示第127号)
(施行期日)

1 この告示は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北九州市重度障害者医療費支給要綱（以下「改正後の要綱」という。）第6条の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに受給資格者となる者について適用する。ただし、施行日から平成8年7月31日までの間に新たに受給資格者となる者については、平成8年に限り同条の規定は適用しない。

3 この告示の施行の際現に受給資格者である者については、その者が現に交付を受けている医療証（以下「旧医療証」という。）の有効期間が満了するまでの間は、改正後の要綱第6条の規定は、適用しない。

4 前項の受給資格者について旧医療証の有効期間の満了の日が属する年における改正後の要綱第6条第1項の規定を適用する場合においては、同項中「毎年8月1日」とあるのは、「当該受給資格者に係る医療証の有効期間の満了日の翌日」と読み替えるものとする。

付 則 (平成8年 告示第144号)
(施行期日)

1 この告示は、平成8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北九州市重度障害者医療費支給要綱（以下「改正後の要綱」という。）第3条の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の受給資格者の登録の申請又は登録の更新について適用し、施行日前の受給資格者の登録の申請については、なお従前の例による。

3 平成8年3月31日までに受給資格者となった者の施行日以後の最初の受給資格者の登録の更新については、改正後の要綱第3条第2項第4号中「前年」とあるのは、「前前年」とする。

付 則 (平成10年 告示第111号)
この告示は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年 告示第476号)

この告示は、平成13年1月1日から施行する。ただし、第1条中北九州市老人医療費支給要綱第4条第1項の改正規定（「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める部分に限る。）、第2条中北九州市乳幼児医療費支給要綱第4条第1項の改正規定（「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に

改める部分に限る。)、第3条中北九州市重度障害者医療費支給要綱第4条第1項の改正規定(「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める部分に限る。)及び第4条中北九州市母子家庭等医療費支給要綱第4条第1項の改正規定(「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める部分に限る。)は、平成13年1月6日から施行する。

付 則 (平成14年 告示第399-2号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市老人医療費支給要綱、北九州市乳幼児医療費支給要綱、北九州市重度障害者医療費支給要綱及び北九州市母子家庭等医療費支給要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の支給から適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

付 則 (平成18年 告示第124号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第1項及び第2項第4号の規定は、この告示の施行の日以後に新たに受給資格者となる者について適用し、同日前に受給資格者となった者については、なお従前の例による。

付 則 (平成18年 告示第416号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

付 則 (平成18年 告示第418号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、この告示の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の支給から適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

付 則 (平成18年 告示第481号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第1条中北九州市乳幼児医療費支給要綱第3条第2項第4号及び同条第3項の改正規定(「第5条第1項の」の次に「登録の」を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の北九州市乳幼児医療費支給要綱第4条第1項の規定は、この告示の施行の日以後に行われた医療に係る乳幼児医療費の支給から適用し、同日前に行われた医療に係る乳幼児医療費の支給については、なお従前の例による。

付 則 (平成19年 告示第310号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の北九州市乳幼児医療費支給要綱、第2条の規定による改正後の北九州市重度障害者医療費支給要綱及び第3条の規定による改正後の北九州市母子家庭等医療費支給要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の支給から適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

付 則 (平成20年 告示第91号)

この告示は、平成20年3月31日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は、平成18年10月1日から適用する。

付 則 (平成20年 告示第92号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の北九州市重度障害者医療費支給要綱の規定及び第2条の規定による改正後の北九州市母子家庭等医療費支給要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の支給から適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

付 則 (平成21年 告示第371号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、同年9月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市重度障害者医療費支給要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の支給から適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

付 則 (平成23年 告示第416号)

(施行期日)

この告示中第1条の規定は平成23年10月1日から、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年 告示第223号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年6月1日から施行する。ただし、第1条の規定（北九州市乳幼児等医療費支給要綱第3条第2項第2号中「を超える」を「以上である」に改める部分を除く。）は、同年5月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の北九州市乳幼児等医療費支給要綱（以下「新乳幼児要綱」と

いう。)、第2条の規定による改正後の北九州市重度障害者医療費支給要綱(以下「新障害者要綱」という。)及び第3条の規定による改正後の北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱(以下「新ひとり親要綱」という。)の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の受給資格者の登録の申請又は更新について適用し、施行日前の受給資格者の登録の申請又は更新については、なお従前の例による。

- 3 平成24年5月31において、北九州市乳幼児等医療費支給要綱第5条第3項の規定により登録台帳に登載されている者、北九州市重度障害者医療費支給要綱第2条第4号に規定する受給資格者であった者又は北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱第2条第4号に規定する受給資格者であった者で同年6月1日以後これらの者でなくなるものに対する医療費の支給については、北九州市乳幼児等医療費支給要綱第5条第3項、北九州市重度障害者医療費支給要綱第5条第3項又は北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱第5条第3項の規定によりそれぞれ交付を受けた医療証の有効期間が満了するまでの間は、新乳幼児要綱第3条、新障害者要綱第3条又は新ひとり親要綱第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成24年5月31において北九州市乳幼児等医療費支給要綱第2条第1号ウに該当する者で、第1条の規定による改正前の北九州市乳幼児等医療費支給要綱第3条に規定する支給要件を満たし、かつ、同日までに北九州市乳幼児等医療費支給要綱第8条第4項に規定する請求を行ったことがあるものに対する同年9月30日までに行われる医療に係る医療費の支給については、新乳幼児要綱第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則 (平成25年 告示第54号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年 告示第68号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年 告示第412－3号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市重度障害者医療費支給要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われる医療に係る重度障害者医療費から適用し、同日前に行われた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

付 則 (平成30年 告示第69号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定は、平成30年3月22日から施行する。

付 則 (令和3年 告示第70号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条中北九州市重度障害者医療費支給要綱第4条第1項の改正規定(「第15条第3項第3号」を「第15条第3項第2号」に改める部分に限る。)は、同年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北九州市子ども医療費支給要綱第4条第1項の規定及び第2条の規定による改正後の北九州市重度障害者医療費支給要綱第4条第1項の規定は、この告示の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

付 則 (令和3年 告示第396号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北九州市子ども医療費支給要綱第2条第1号才、第3条第1項第2号及び第2項第2号、第4条第1項並びに第6条第5項の規定、第2条の規定による改正後の北九州市重度障害者医療費支給要綱第4条第1項の規定並びに第3条の規定による改正後の北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱第4条第1項の規定は、この告示の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

付 則 (令和4年 告示第307号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北九州市子ども医療費支給要綱第3条第2項第2号、第3条第2項第3号及び第2条の規定による改正後の北九州市重度障害者医療費支給要綱第4条第1項の規定は、この告示の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

付 則 (令和5年 告示第65号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北九州市重度障害者医療費支給要綱第3条第1項の規定は、この告示の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

別表 (第3条関係)

- 1 健康保険法
- 2 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- 3 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- 4 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- 5 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）